

星ヶ峯北町内会会則

第1章 総 則

第1条 本会は星ヶ峯北町内会という。

第2条 本会は事務所を会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は星ヶ峯北に居住する市民（以下「会員」という。）をもって組織し、各種団体あるいは校区町内会と連絡協調を密にして住みよい豊かな地域社会をつくることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、 会員相互の親睦と生活向上に関する事。
- 二、 住みよい環境づくりと地域福祉の増進に関する事。
- 三、 青少年の健全育成に関する事。
- 四、 会員の慶弔などに関する事。

第3章 役 員

第5条 本会に次の役員をおく。

- 一、 会 長1名
- 二、 副会長2名
- 三、 会計1名
- 四、 理 事
 - (1) 保健体育部 3名
 - (2) 文化部 3名
 - (3) 衛生部 2名
 - (4) 防犯部 1名
 - (5) 交通安全部 1名
 - (6) 防災部 1名
 - (7) あいご部 1名
- 五、 監 事2名

第6条 会長は会議を総理し本会を代表する。

- 2、 副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時は会務を代行するほか、本会の書記を行う。
- 3、 会計は本会の経理事務を行う。
- 4、 前条第一号から第四号までの役員をもって理事会を組織する。
- 5、 監事は会計を監査し総会に報告する。

第7条 第5条第一号から第四号（但し、あいご部を除く）までの役員は別に定める班長の中から互選する。但し、班長とあいご部会の役員が重複する場合はあいご部会の役員を優先し、班長を交替する。

- 2 同条第四号（7）あいご部は別に部則を定める。役員はこの部則により選出された会長があたる。
- 3 監事は総会において会員の中から選出する。
- 4 会長経験者及び75歳以上の班長の申し出があれば、会長の互選から除くことができる。

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後でも後任が決定するまでその任務を行う。

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は総会の同意を得てこれを委嘱する。
- 3 顧問は本会につき諮問に応じ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

- 第10条 会議は総会及び理事会とし会長がこれを招集し、総会の議長は会員の中から選出する。
- 2 総会は年1回以上行い、会則に定めた事項及び会則の改廃、事業計画、収支予算、及び決算の承認、その他の多目的達成に必要な事項を審議する。
 - 3 理事会は必要に応じて開き、総会に附議する事項、総会に委託された事項その他目的達成に必要な事業を行う。
- 第11条 総会は会員の3分の2以上の出席、理事会はその3分の2以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数で決するものとする。ただし委任状は出席とみなす。

第5章 会計及び帳簿

- 第12条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもって充てる。
- 2 会費は1世帯あたり月額400円とし、各班毎に徴収して会計に納入する。
- 第13条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第14条 本会の物品管理責任者は会長とし、財産台帳等は別に定める。
- 第15条 役員の報酬、会議その他行事のため出席した場合の日当、又は旅費については別に定める。

附 則

- この会則は昭和56年1月1日から施行する。
- この会則は昭和57年4月1日一部改正
- この会則は昭和61年4月13日一部改正
- この会則は平成元年4月9日一部改正
- この会則は平成2年4月15日一部改正
- この会則は平成5年4月11日一部改正
- この会則は平成6年4月10日一部改正
- この会則は平成20年4月6日一部改正
- この会則は平成22年4月4日一部改正
- この会則は平成26年4月1日一部改正
- この会則は平成30年4月1日一部改正

星ヶ峯北町内会班規程

- 第1条 この規程は星ヶ峯北町内会会則（以下「会則」という。）第7条第1項の規程に基づき、班の区分について定める。
- 第2条 班の区分は別表のとおりとする。
- 2 班は班長及び副班長を選出し、班長は班会を招集することができる。
- 第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会則の規程を準用する。

附 則

この規程は昭和56年1月1日から施行する。

物品管理等に関する規程

第1条 この規程は星ヶ峯北町内会会則（以下「会則」という。）第14条第1項の規程に基づき、星ヶ峯北町内会の物品管理等について定める。

第2条 物品・帳簿などは次のとおりとする。
会則及び規程・会議録・会員名簿・金銭出納簿及び証ひょう書類綴・備品（財産）台帳その他必要な書類

附 則

この規程は昭和56年1月1日から施行する。

報酬及び費用弁償等に関する規程

- 第1条 この規程は星ヶ峯北町内会会則（以下「会則」という。）第15条第1項の規程に基づき、会則第5条の役員の報酬及び費用弁償の額並びにその支払方法について定める。
- 第2条 報酬の額は別表のとおりとし、その年額を3月に支給する。ただし、特別の事情のあるときは年の途中においてその年額を支給する。
- 第3条 会則第5条の役員が職務のため旅行したときは、別表に定める費用弁償を支給する。
- 2 費用弁償は居住地を起点として計算する。ただし、職務上の滞在地から旅行する場合はその地を起点として計算する。
- 第4条 この規程は、昭和56年1月1日から施行する。

報酬及び費用弁償表

別表

区 分	報酬額(年額)	旅費弁償額	当分の間実費弁償とする
会 長	50,000円	車 賃(一kmにつき)	
副会長	15,000円	日 当(一夜につき)	
会 計	15,000円	宿泊料(一夜につき)	
専 門 部 長	8,000円	食卓料(一夜につき)	
専 門 副 部 長	6,000円	船 賃	
理 事	4,000円	鉄 道 賃	
あいご会長	20,000円	航 空 賃	
あいご副会長	8,000円		
あいご会計	8,000円		
あいご理事	4,000円		
監 事	2,000円		

附 則

- この規定は平成 元年4月 9日一部改正
 この規定は平成 4年3月29日一部改正
 この規定は平成 6年4月10日一部改正
 この規定は平成16年4月 4日一部改正
 この規定は平成22年4月 4日一部改正
 この規定は平成27年4月5日一部改正

星ヶ峯北町内会公民館管理規則

- 第1条 名称を星ヶ峯北町内会公民館と称する。（以下「公民館」という。）
- 第2条 町内会活動及び社会活動等への参加を促進するため、公民館を有効に活用し町内会会員の連帯、並びに住みよい豊かな地域社会を作ることを目的に公民館の適正な管理を行う。
- 第3条 公民館の管理責任者（以下「責任者」という）は町内会長とし、町内副会長(1名)は管理人としての任務を行う。
- 第4条 公民館は原則として次の行事に使用する。
- (イ) 町内会総会及び役員会等の各種会合
 (ロ) 町内会各部会の活動研修等
 (ハ) 町内会員の親睦のための会合、研修、レクリエーション等

(二) その他

第5条 前条以外の使用については公民館の運営に支障がなく、かつ管理人が承認した場合とする。

2 第1項の場合町内会と関連があり有益であると認めた場合、料金を減額、又は徴収しないことがある。

3 使用料は別表の徴収基準とする。

4 使用料は前納とする。

第6条 公民館の使用時間は原則として午前9時より午後10時までとし、特に必要と認めた場合はこの限りではない。

第7条 公民館を使用する時は事前に別紙様式の使用願を管理人に提出し、許可を得なければならない。

2 使用許可の内容を変更する時は管理人の再承認を受けなければならない。

3 未成年者が使用する場合はその責任者は成人としなければならない。

第8条 管理人は次の事項に該当する場合は許可しない。

(1) 公安、風俗、その他公益を害するおそれのあるもの。

(2) 建物、付属備品等をき損するおそれのあるもの。

(3) その他管理上支障があると認めたもの。

第9条 使用者は使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸することはできない。

第10条 使用者が公民館の建物、設備などを損傷した時は、損害を賠償しなければならない。

2 損害賠償額は責任者が定める。

第11条 この規則のほか必要な事項については理事会において定める。

第12条 公民館には次のものを備えねばならない。

(1) 公民館使用記録簿

(2) 公民館備品台帳

第13条 その他

公民館は星ヶ峯北町内会の全員の出資により建設されたものであるため、新築、転入等により新たに町内会会員となった者は自動的に出資金を負担しなければならない。

別 表

公民館使用料

(料金は1回あたり)

使 用 者		9時～22時
町内会 員	親睦を目的とするもの	無 料
	営利を伴うもの	500円
町内 会 外	親睦を目的とするもの	500円
	営利を伴うもの	2,000円

◎ 月極契約については別に定めるものとする。

附 則

この管理規則は昭和61年4月13日から施行する。

この管理規則は平成 6年4月10日一部改正。

この管理規定は平成28年4月3日一部改正。

星ヶ峯北町内会あいご部会部則

第一章 総 則

- 第1条 本会は町内会会則第7条によって定め、名称を星ヶ峯北町内会あいご部会という。
- 第2条 本会は当町内会に居住する子供（幼稚園児，小・中学生，高校生）を持つ世帯および本会に賛同する世帯を以って構成する。
- 第3条 本会の事務所を北町内会公民館に置く。

第二章 目 的

- 第4条 本会は国際児童憲章の主旨により当町内会に居住する子供を対象とし、その健全な育成と不良化防止をはかり、以って北町内会あいご部の融和と親睦をはかることを目的とする。

第三章 役 員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 一、 会 長 1名
 - 二、 副会長 1名
 - 三、 会 計 1名
 - 四、 理 事 若干名
- 2 役員を選出は「町内会会則7条2号」に基き、小学校6年の子供を持つ正会員の中から理事を選任し、一・二・三の役員は理事の中から互選する。但し、小学校6年が定数に満たない時は、順次学年を下げて互選する。理事の定数については理事会のなかで決定する。
- 3 会長は、町内会理事を兼任する。
- 第6条 役員任期は1年とし、再任は妨げない。
- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
 - 3 会計は本会の経理事務を行う。
 - 4 本会の会計、会務の監査は町内会監事が行い、役員会で意見を述べる事ができる。
- 第8条 本会に顧問を置くことができる。

第四章 会 議

- 第9条 会議は総会及び役員会とし、会長がこれを招集し議長となる。
- 2 総会は、年1回以上行い事業計画、予算及び決算、その他必要な事項を審議する。
- 第10条 役員会は必要に応じ開き、総会に附議する事項、総会より委託された事項、その他目的達成に必要な事項を審議する。
- 第11条 総会は、会員の3分の2以上、役員会は役員3分の2以上の出席者を以って成立し、出席者の過半数を以って決する。

第五章 会計及び帳簿

- 第12条 本会の経費は町内会費, 寄付金, その他の収入をもって充てる。
第13条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
第14条 本会の財産は会長が管理する。
第15条 本会は会員名簿, 財産目録, 金銭出納簿その他必要な帳簿類を備える。

附 則

- 一, この会則は昭和56年6月10日から施行する。
- 二, この会則は昭和61年4月13日から改正施行する。
- 三, この会則は昭和62年4月12日から改正施行する。
- 四, この会則は平成 元年4月 9日から改正施行する。
- 五, この会則は平成 4年3月29日から改正施行する。
- 六, この会則は平成 8年4月 7日から改正施行する。